

試案に対する梅津委員からの意見（第7回審議委員会）

試案を読んで以下の点について考えてみました。参考になれば幸いです。

前文

各産業の発展と共に自然と歴史を大事にし、地域自治区を中心に市民全員が活発な活動の中で調和の取れた地域社会発展に寄与する事を目的とし、住んでよかった、住んでみたい生きいきした生活を市民が感じられるための条例を制定する。

目的

この条例は、市民が産業振興を基本に行政と各主要業種の役割を明らかにすると共に、情報発信ツールの活用によって、生活をしているみんなが協働で地域経済をつくる事を目的とします。

定義

1. 市民 新城市自治基本条例第2条・第2項に規定する市民をいいます。
2. 若者 新城市若者条例第2条・第2項に規定する者をいいます。
3. 地域産業 商工会、農業協同組合、観光協会、その他の市内で経済活動を行う団体をいう。
4. 産学金官労 事業者を支援する経済団体、大学等の研究機関、金融機関、及び国、県、その他行政機関、労働者団体をいいます。

市長の責務

市長は、産業の振興の推進に当たっては、事業者、経済団体、学識経験者等の意見を聴くとともに、必要な措置を講じるよう努める。

市民の役割

市民は、地域産業の発展に寄与する事を心がけ、その健全な発展に対して提案や意見を伝えるよう努めます。